

職業訓練期間中における

「所定労働時間の変更」・「休日の振替」について

所定労働時間外や休日に実施した訓練は賃金助成の対象外となりますが、訓練受講者にあらかじめ所定労働時間の変更または休日の振替を明示して実施した場合は対象となります。この場合、支給申請書提出時には、あらかじめ当該明示をした書類（写）を添付してください。

① 所定労働時間の変更

＜事前明示の例＞ ※あらかじめ訓練対象者に書面で通知願います。

※就業時間 8:00～17:00 休憩60分の労働者が9:00～18:00 休憩60分の訓練を受講する場合

〇〇研修参加者各位
〇年〇月〇日
総務部長
〇〇研修中の就業時間の変更について
研修期間中の就業時間を下記のとおり変更したので通知します。

記
就業規則の就業時間
始業 8:00 終業 17:00 休憩 1:00
↓
研修期間中の就業時間
始業 9:00 終業 18:00 休憩 1:00
(講習時間にあわせ変更)

② 休日の振替

＜事前明示の例＞

※あらかじめ対象者に書面で通知願います。

〇〇〇〇殿
〇年△月△日
総務部長
休日振替の通知について
研修期間中の休日を以下のとおり振り替えるので通知します。
振替元 〇年〇月〇日(土)
振替先 〇年〇月〇日(水)

参考 《 振替休日の要件 》

意味

あらかじめ定めてある休日を、事前の手続きによりほかの労働日と振り替えること。
休日労働とはならないため、通常の賃金を支払えばよいこと。

要件

- ①就業規則等に振替休日の規定をする。
 - ②4週4休の休日を確保した上で振替日を特定する。
 - ③遅くとも前日までにどの休日をどの労働日に振り替えるか本人に通知する。
 - ④振替後の休日は、あらかじめ使用者が指定する。
- ◇『あらかじめ』振り替えるという点で代休と異なりますのでご注意ください。代休の場合、休日労働として割増賃金の支払が必要となります。

新潟労働局職業対策課助成金センター

人材開発支援助成金(人材育成支援コース・人への投資促進コース・事業展開等リスクリング支援コース)担当

〒950-0965 新潟市中央区新光町16-4荏原新潟ビル1F

電話025-278-7181 FAX025-278-7137